

様式第27号（第28条関係）

その1（指定投票区の指定の告示）

夕張市選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により次のとおり指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めた。

令和5年3月22日

夕張市選挙管理委員会委員長 柳沼 伸幸

指定投票区	指定関係投票区
第1投票区 夕張市役所	第2投票区 末広2丁目集会所
第1投票区 夕張市役所	第3投票区 鹿の谷生活館
第1投票区 夕張市役所	第4投票区 老人福祉会館
第1投票区 夕張市役所	第5投票区 ゆうばりはまなす会館
第1投票区 夕張市役所	第6投票区 清水沢生活館
第1投票区 夕張市役所	第7投票区 清陵町さわやかホール
第1投票区 夕張市役所	第8投票区 南清水沢生活館
第1投票区 夕張市役所	第9投票区 岳見町集会所
第1投票区 夕張市役所	第10投票区 南部コミュニティセンター
第1投票区 夕張市役所	第11投票区 農業研修センター
第1投票区 夕張市役所	第12投票区 改良住宅真谷地6区集会所
第1投票区 夕張市役所	第13投票区 紅葉山会館
第1投票区 夕張市役所	第14投票区 改良住宅楓集会所